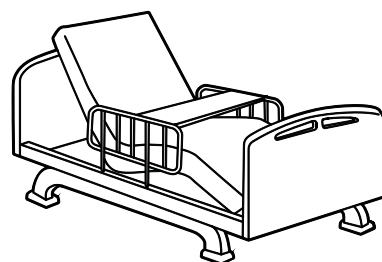
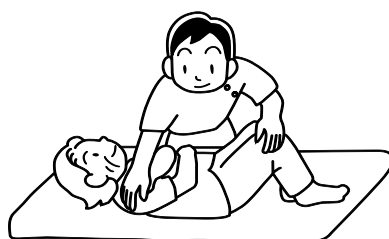
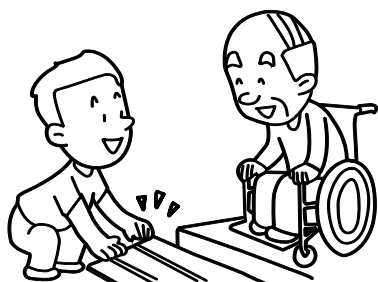
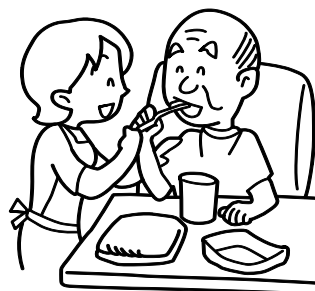
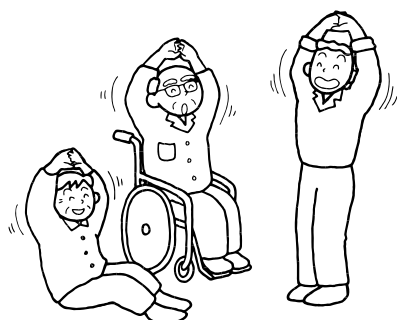
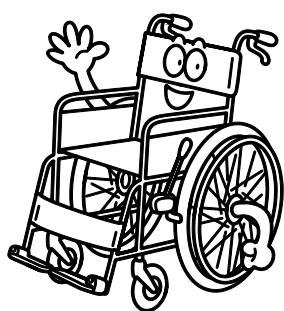


【2025. 9. 1 版】

介護保険 サービスのご案内



新見市

目次

介護保険サービスを利用するまでの流れ	1
認定申請について	2
訪問調査について	2
主治医意見書について	2
認定などについて	2
介護サービス計画	3

サービスの利用について	3
負担割合証について	4
第三者行為で介護が必要になったとき	4
在宅サービスの1か月の支給限度（上限）	5
高額介護サービス費の支給	5
施設サービスの居住費・食費の軽減について	6

【介護サービスについて】

居宅介護支援事業所	7
-----------	---

■訪問系・通所系サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）	8
訪問看護	8
居宅療養管理指導	8
訪問入浴介護	9

訪問リハビリテーション	9
通所リハビリテーション（デイケア）	9
通所介護（デイサービス）	10
特定施設入居者生活介護	10

■短期入所サービス

短期入所生活介護（ショートステイ）	11
-------------------	----

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	11
----------------------	----

■福祉用具、住宅改修

福祉用具の貸与（レンタル）	12
居宅介護福祉用具購入費の助成	12

居宅介護住宅改修費の補助	13
--------------	----

■地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護	14
小規模多機能型居宅介護	14

認知症対応型通所介護	15
地域密着型通所介護	15

■施設サービス

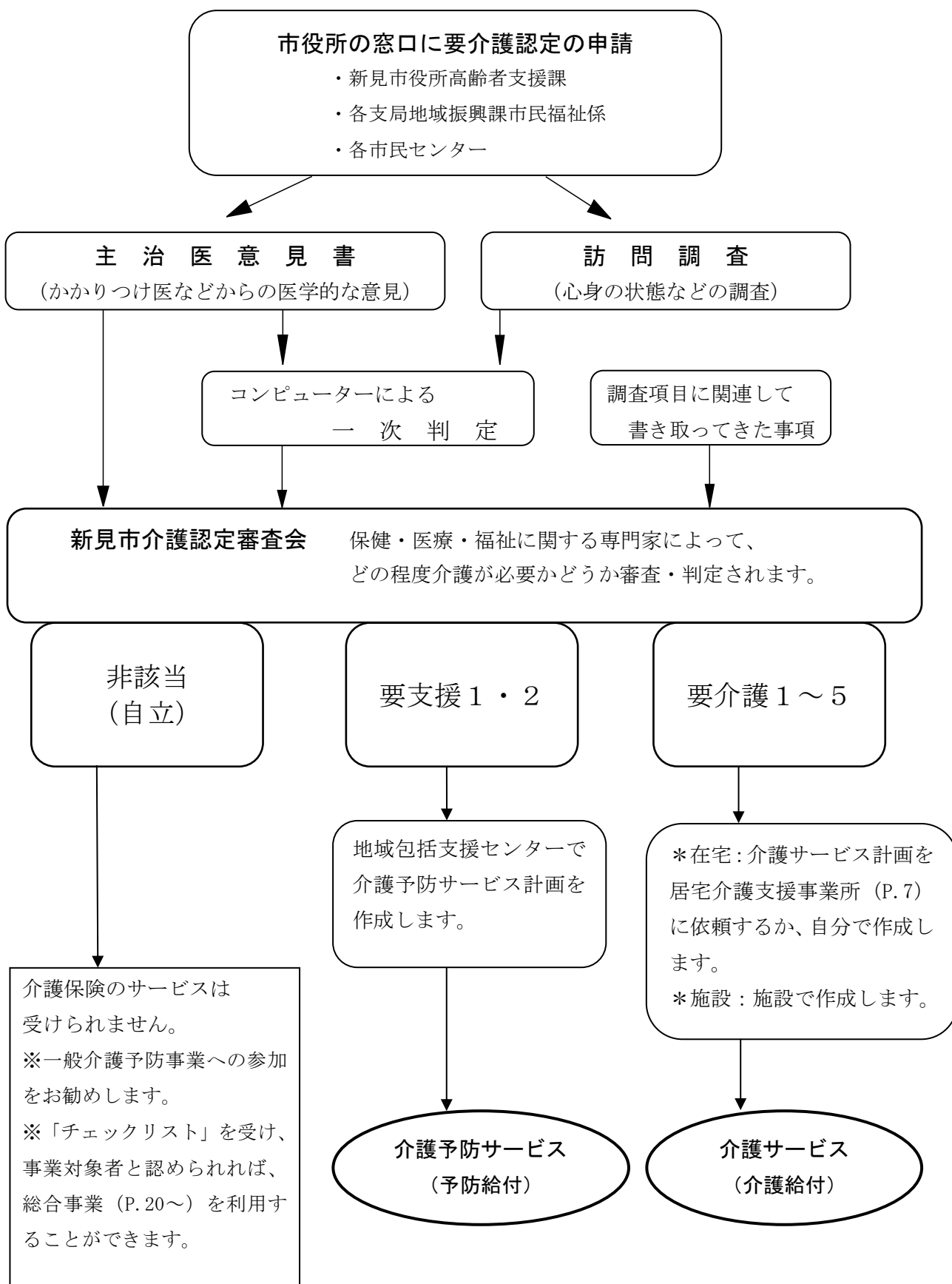
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	16
介護老人保健施設（老人保健施設）	17

介護医療院	17
-------	----

介護保険料	18, 19
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	20, 21
問い合わせ先	22

【介護保険サービスを利用するまでの流れ】

※要支援１・２の認定を受けている人や、チェックリストを受けて事業対象者になっている人は、
P.20＜介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）＞もご覧ください。



<認定申請について>

- * 日常生活に支援が必要な状態やねたきり、認知症で介護を必要とする状態になったとき、申請し、認定されるとサービスが受けられます。

- * 申請には、介護保険被保険者証が必要です。

- * 申請書の提出は、本人または家族が行いますが、申請に行くことができない場合などには、成年後見人、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。



※交通事故等の第三者による行為が原因で要介護状態になった方や、状態が悪化された方は、必ず市に届出をしてください。 (P. 4)

<訪問調査について>

- * 市の職員または市が委託した指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員が調査員となり、自宅などへ訪問します。

<主治医意見書について>

- * 市からかかりつけの医師に主治医意見書の作成を依頼します。
- * 主治医意見書の作成のために受診が必要かどうかは、ご本人またはご家族の方が直接医療機関にお問い合わせください。
- * かかりつけ医がいない場合は、市が指定する医師に意見書を依頼することになりますのでご相談ください。
- * 意見書を医師に書いてもらう時には、費用の自己負担はありません。



<認定などについて>

- * 認定結果は、原則として申請から30日以内に市から郵送で通知します。
- * 認定結果に不服がある場合、岡山県に設置される「介護保険審査会」に申し立てできます。
- * 認定を受けた後、心身の状態が変わった場合（悪化・改善等）は、有効期間内であっても再申請（区分変更申請）ができます。

<介護サービス計画>

介護保険のサービスを利用するには、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。計画の相談や作成の費用は介護保険が全額負担するため、自己負担はありません。

●要介護1～5の場合（介護サービス）

- * まず、**指定居宅介護支援事業者**（P.7）に計画を作成してもらうのか、自分で作成するのかを決め、事業者を作成してもらう場合には、自分で依頼します。

サービスを利用したい場合は「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市に提出します。

- * 依頼した事業者の介護支援専門員がご自宅を訪問し、本人や家族の意見をふまえて計画を作成します。

●要支援1・要支援2の場合（介護予防サービス）

- * **地域包括支援センター**で介護予防サービス計画を作成します。
- * サービスを利用したい場合は、新見市地域包括支援センターにご相談ください。
- * 地域包括支援センターの介護支援専門員、保健師などがご自宅を訪問し、本人・家族と面接したうえで、どのようなサービスが必要か検討します。

※ 居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者に「介護（予防）サービス計画」を依頼した旨をあらかじめ市に届け出た場合、または、自ら「介護（予防）サービス計画」を作成し、市に届け出た場合に限って**現物給付（利用者が事業所・施設へ1割、2割、もしくは3割負担分を支払う）**となります。この手続きをしない場合は市からの**事後払い**（いったん利用者が全額を負担し、あとから9割、8割、もしくは7割部分が戻ってくる償還払い）になります。

【サービスの利用方法】

<サービスの利用について>

- * 介護サービス計画にしたがって、サービスを利用します。
- * 施設への入所を希望する場合には、利用者が施設へ直接申し込みます。
- * サービスを利用したときは、原則としてかかった費用の1割、2割、もしくは3割の自己負担が必要です。何割の負担になるかは、「介護保険負担割合証」に記載されています。
施設では、食費・居住費・日常生活費は全額利用者負担となります。
短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります。
- * 利用料は、サービスを利用する時に、直接、サービスを受けた事業者へ支払います。
- * 介護保険料の滞納があると、サービスの利用方法が変更されたり、自己負担が3割もしくは4割に引き上げられる給付制限を受けることがあります。

<負担割合証について>

- * 要支援・要介護の認定を受けている方と総合事業対象者の方には、サービスを利用した場合の自己負担の割合（1割・2割・3割）が記載された「介護保険負担割合証」をお送りします。
- * 下記の基準どちらにも該当しない方は1割の自己負担です。ただし、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）はすべて1割の自己負担です。

2割負担の対象となる方

第1号被保険者のうち、①②どちらにも当てはまる方

- ① 本人の**合計所得金額が160万円以上**
- ② 同一世帯の第1号被保険者の「**年金収入+その他の合計所得金額**」が**280万円以上**（2人以上の世帯の場合には合計して346万円以上）

3割負担の対象となる方

第1号被保険者のうち、③④どちらにも当てはまる方

- ③ 本人の**合計所得金額が220万円以上**
- ④ 同一世帯の第1号被保険者の「**年金収入+その他の合計所得金額**」が**340万円以上**（2人以上の世帯の場合には合計して463万円以上）

- * 介護認定を受けている方には負担割合証を毎年発行します。
- * 負担割合は、負担割合証の左面に記載されています。



介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者番号	
住所	新見市
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
利用資格	
負担割合	適用期間
1割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
2割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
3割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	332106 新見市

<第三者行為（交通事故等）で介護が必要になったとき>

65歳以上の方は、交通事故等の「第三者行為」により傷害を受けた場合でも、介護保険でサービスを受けることができます。

第三者行為による傷病が原因で介護サービスを使用するには、市への届出が必要です。介護認定を受けたり、要介護状態が悪化したりした場合には、必ず「第三者行為による傷病が原因である」旨を高齢者支援課に連絡してください。

例) 交通事故でケガをした（家族間での事故や、同乗している間の自損事故も含む）

他人の飼い犬・猫等にかまれてケガをした

暴行を受けてケガをした

店舗などの施設内で、設備の欠陥・管理不十分による事故でケガをした

＜在宅サービスの1か月支給限度（上限）額＞

在宅サービスには、1か月に利用できるサービスの量（支給限度額）が決められています。
これを超えてサービスを利用する場合は、その超過分全額が自己負担となります。

認定等	1か月の支給限度額
総合事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

認定	1か月の支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

＜高額介護サービス費の支給＞

＊ 月々の介護サービス（総合事業含む）の自己負担が高額になった場合は、所得に応じた上限額を超えた額が高額介護（介護予防・総合事業）サービス費として支給されます。

※施設やデイサービスなどの居住費・食費・日常生活費などは含まれません。

初回のみ、支給申請書の提出が必要です（該当となる方には、市から案内が送付されます）。

なお、介護保険と医療保険の自己負担の両方が年を通して高額になった場合は、さらに「高額医療・高額介護合算制度」による支給が受けられます。

所得区分		負担の上限額（月額）
①	・生活保護を受給している方 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者の方	15,000円（世帯）
②	・市民税世帯非課税で前年の公的年金等収入額＋その他の合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
③	・市民税世帯非課税で②に該当しない方	24,600円（世帯）
④	・市民税世帯課税で課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
⑤	・課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の方	93,000円（世帯）
⑥	・課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）

＜施設サービスの居住費・食費の軽減について＞

＊ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、老人保健施設、介護医療院の入所及び短期入所は、原則、居住費・食費は全額利用者負担ですが、**市民税非課税世帯の方は負担軽減（負担限度額認定）**制度があります。負担軽減を受ける際は、**申請**が必要です。可否について確認の上、後日、認定証を発送します（**申請書を提出した日の属する月の初日から**居住費・食費が軽減されます）。

なお、市民税非課税世帯であっても申請がない場合には、軽減を受けることができません。

利用者負担段階	収入（※市民税非課税世帯に限る）	預貯金額
第1段階	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者など	
第2段階	「合計所得金額＋年金収入額」が 年額80.9万円以下の方	対象資産が650万円 (夫婦は1650万円) 以下
第3段階①	「合計所得金額＋年金収入額」が 年額80.9万円超120万円以下の方	対象資産が550万円 (夫婦は1550万円) 以下
第3段階②	「合計所得金額＋年金収入額」が 年額120万円を超える方	対象資産が500万円 (夫婦は1500万円) 以下

＊ ただし、次に該当する方は、負担軽減の対象となりません。

- ・配偶者（世帯を分けている場合や内縁関係の場合も含む）が市民税課税の方
- ・預貯金などの資産が基準額を超えている方

＊ 一度上記の条件を満たさず非該当となった場合でも、その後条件を満たすようになった方は再度申請をすることで、申請書を提出した日の属する月から軽減を受けることができます。

＊ 各利用者負担段階の負担限度額は以下のようになります。

1日あたりの費用（円）		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準費用額
居 住 費	ユニット型個室	880	880	1,370	1,370	2,066
	ユニット型個室的多床室	550	550	1,370	1,370	1,728
	従来型個室 (特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設))	380	480	880	880	1,231
	従来型個室 (老人保健施設等)	550	550	1,370	1,370	1,728
	多床室	0	430	430	430	*437
	食費	300	390 (600)	650 (1,000)	1,360 (1,300)	1,445

＊…老人保健施設等の一部の施設は697、特別養護老人ホームは915

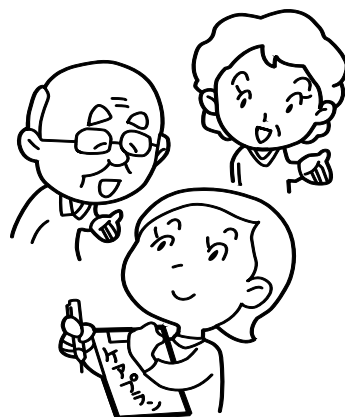
() …ショートステイ利用時の食費負担額

※基準費用額：軽減を受けない場合の自己負担の目安です。軽減を受けない場合の費用は、施設ごとに決められていますので、実際の額とは異なる場合もあります。詳細は各施設にご確認ください。

介護サービス（要介護１から要介護５）

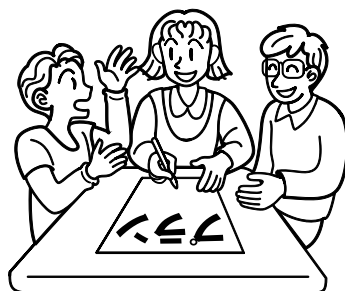
介護支援専門員がご相談にのります

●居宅介護支援事業所



サービスを利用するには介護サービス計画の作成が必要です。
計画を作成してもらう介護支援専門員（ケアマネジャー）に、何が困っているのか、
どんなサービスを使いたいのか、利用料金はどのくらいなのかご相談ください。
（相談は無料です）

- ★要介護１～５と認定された方の介護サービス計画を作成します。
- ★要介護認定申請などの代行を行います。
- ★利用したいサービス事業者との連絡・調整を行います。
- ★施設入所を希望される場合は介護保険施設の紹介を行います。



◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
くろかみ介護支援センター	新見市高尾２３０６－５	７１－０３１１
ケアマネ事業所・クローバー	新見市正田６４３－５	８８－０９７９
唐松荘居宅介護支援事業所	新見市唐松１７４９－２	７６－２０１１
居宅介護支援事業所すみれ	新見市長屋１１８９	７６－１００１
居宅介護支援事業所げんき	新見市下熊谷１５５４－１	７１－２２３４
新見市社協中央ケアセンター	新見市金谷６４０－１	７２－７３１６
おおさ苑居宅介護支援事業所	新見市大佐田治部３２２１	９８－３０００
新見市社協神郷ケアセンター	新見市神郷下神代３９４６	９２－６６７７
在宅介護支援センターすずらん	新見市哲多町本郷５７４－１	９６－９９０１
哲西荘居宅介護支援事業所	新見市哲西町矢田４３５１	９４－３５３３

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

在宅で利用できるサービス

＜訪問系・通所系サービス＞

介護・家事などを手伝ってもらいたい

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や掃除、洗濯、炊事など日常生活の手助けをしてくれます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
唐松荘ホームヘルプステーション	新見市唐松1749-2	76-2011
新見市社協中央ヘルプセンター	新見市金谷640-1	72-0440
おおさ苑訪問介護事業所	新見市大佐田治部3221	98-3000
ヘルパスステーションすずらん	新見市哲多町本郷574-1	96-2007
哲西福祉会訪問介護事業所	新見市哲西町矢田4351	94-3533
こぶしの里訪問介護事業所	庄原市東城町川東152-4	(08477) 2-5252

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。



自宅で看護師さんの世話を受けたい

●訪問看護

自宅で看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話
阿新虹の訪問看護ステーション	新見市新見741	72-7370
訪問看護ステーションWITH	新見市高尾232-2	71-3030
訪問看護ステーションくろかみ	新見市高尾2306-5	71-0310
いとうファミリークリニック	新見市正田26-3	72-1190

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。



自宅で療養上の指導を受けたい

●居宅療養管理指導

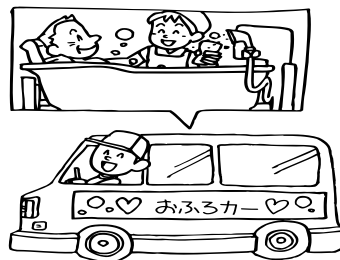
自宅で医師や歯科医師、薬剤師、栄養士などによる療養上の管理や指導が受けられます。



入浴車での入浴をしてもらいたい

●訪問入浴介護

巡回入浴車により、自宅で入浴の介護が受けられます。



◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
新見中央訪問入浴介護事業所	新見市金谷640-1	72-0440

自宅でリハビリを続けたい

●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問してリハビリテーション（機能訓練）を行います。



◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
長谷川記念病院訪問リハビリテーション	新見市高尾793-6	72-3105
渡辺病院	新見市高尾2278-1	72-2123
介護老人保健施設くろかみ	新見市高尾2306-5	72-9603
いとうファミリークリニック	新見市正田26-3	72-1190
哲西町診療所	新見市哲西町矢田3604	94-9224

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

日帰りで入浴・日常動作訓練などの世話を受けたい

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院、診療所などに日帰りで通い、食事、入浴の提供や必要なリハビリテーション（機能訓練）が受けられます。



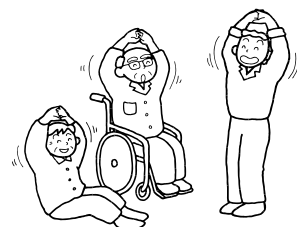
◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
長谷川記念病院通所リハビリテーション	新見市高尾793-6	72-3105
渡辺病院デイケアセンターももとせ	新見市高尾2278-1	72-2123
介護老人保健施設くろかみ	新見市高尾2306-5	72-9603
いとうファミリークリニック	新見市正田26-3	72-1190

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供などの日常生活上の世話、日常動作訓練が受けられます。



◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
アルクゆずり葉	新見市新見 8 9 7 - 7	7 1 - 0 0 7 7
唐松荘デイサービスセンター	新見市唐松 1 7 4 9 - 2	7 6 - 1 0 0 9
新見市社協中央デイサービスセンター	新見市金谷 6 4 0 - 1	7 1 - 0 0 7 1
おおさ苑通所介護事業所	新見市大佐田治部 3 2 2 1	9 8 - 3 5 0 0
株式会社上田建設 デイサービスセンターオレンジ	新見市神郷下神代 5 0 3 8	9 2 - 6 2 2 8 9 2 - 9 0 1 1
デイサービスセンターすずらん	新見市哲多町本郷 5 7 4 - 1	9 6 - 2 0 0 7
哲西荘デイサービスセンター	新見市哲西町矢田 4 3 5 1	9 4 - 3 5 3 3

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）

要支援者及び要介護者が有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居し、入浴、排泄など日常生活上の介護、機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
ケアポート生き生き館 新見	新見市上熊谷 8 1 0 - 1	7 8 - 1 8 9 0

【参考（介護保険適用外施設）】

施設名	住所	電話番号
ケアハウスてっせい	新見市哲西町矢田 4 3 5 1	9 4 - 3 5 3 3

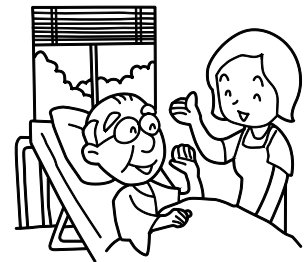
<短期入所サービス>

泊まりでのサービス（ショートステイ）を受けたい

●短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの施設に短期間入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者



事業者名	住所	電話番号
特別養護老人ホームゆずり葉	新見市新見 8 9 7 - 7	7 1 - 0 0 7 7
唐松荘短期入所生活介護事業所	新見市唐松 1 7 4 9 - 2	7 6 - 1 0 0 0
おおさ苑 指定短期入所生活介護事業所	新見市大佐田治部 3 2 2 1	9 8 - 3 6 0 0
ショートステイ ケアポート 生き活き館神郷	新見市神郷下神代 4 3 9 0	9 2 - 9 0 1 8
哲西荘短期入所生活介護事業所	新見市哲西町矢田 4 3 5 1	9 4 - 3 5 3 3
短期入所生活介護事業所花岡荘	真庭市下中津井 5 0 5	(0 8 6 6) 5 2 - 2 1 0 0
白和荘短期入所生活介護事業所	高梁市高倉町大瀬八長 2 6 6 3 - 1	(0 8 6 6) 2 2 - 5 5 2 9
短期入所生活介護事業所有漢荘	高梁市有漢町有漢 7 9 4 5 - 1 6	(0 8 6 6) 5 7 - 3 3 1 0
特別養護老人ホームあかねの郷	日野郡日南町下石見 2 3 1 5	(0 8 5 9) 8 3 - 0 8 4 2
風の街みやびらショートステイ	庄原市東城町川西 1 3 3 2 - 5	(0 8 4 7 7) 2 - 3 7 4 5
ショートステイサービスセンター江美の郷	日野郡江府町久連 7	(0 8 5 9) 7 5 - 3 6 2 6
特別養護老人ホームあいご	日野郡日野町根雨 7 3 0	(0 8 5 9) 7 7 - 0 7 7 7
老人短期入所施設高倉荘	高梁市高倉町飯部 3 3 4 4 - 1	(0 8 6 6) 2 6 - 1 5 5 5

●短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもと介護、機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
介護老人保健施設くろかみ	新見市高尾 2 3 0 6 - 5	7 2 - 9 6 0 3
哲多町介護老人保健施設すずらん	新見市哲多町本郷 1 2 2 3 - 3	9 6 - 2 0 8 0
介護老人保健施設ゆうゆう村	高梁市東町 1 8 6 6 - 3	(0 8 6 6) 2 2 - 0 6 6 6
老人保健施設ルミエール	加賀郡吉備中央町宮地 3 3 3 6 - 8	(0 8 6 6) 5 5 - 9 1 1 1
介護医療院ルミエール	加賀郡吉備中央町宮地 3 3 3 6 - 1 5	(0 8 6 6) 5 5 - 5 3 3 1
介護老人保健施設ゆうあい	真庭市勝山 1 0 7 0	(0 8 6 7) 4 4 - 7 5 0 0
老人保健施設白梅の丘	真庭市上市瀬 3 6 8	(0 8 6 7) 5 2 - 5 0 8 8
介護老人保健施設こぶしの里	庄原市東城町川東 1 5 2 - 4	(0 8 4 7 7) 2 - 5 2 5 2
介護老人保健施設おしどり荘	日野郡日野町根雨 9 0 9 - 1	(0 8 5 9) 7 2 - 0 4 1 0
介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町武庫 4 7 5	(0 8 5 9) 7 5 - 3 2 3 0

車いす・ベッドなどを借りたい、ポータブルトイレなどを買いたい

●福祉用具の貸与（レンタル）、居宅介護福祉用具購入費の助成

特殊ベッドや車いすなどを貸出します。貸し出しになじまない用品は、**１年度につき１０万円まで（うち１割、２割、もしくは３割が自己負担）**購入費の助成があります。

※必ず介護支援専門員に事前にご相談ください。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
さくらメディカルサービス新見営業所	新見市新見 7 1 4 - 3	7 1 - 0 6 6 1
介護・福祉用品の店とも	新見市哲多町本郷 8 0 1	9 6 - 2 9 4 1
介護ショップ ハイビス	高梁市栄町 1 9 5 5 - 1 7	(0 8 6 6) 2 2 - 7 2 0 0
株式会社 M I E R U	高梁市津川町八川 1 2 - 1	(0 8 6 6) 2 2 - 7 5 5 0
福祉用具貸与販売事業所 あいご	日野郡日野町根雨 7 1 0	(0 8 5 9) 7 7 - 0 7 7 8

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

借りることができる福祉用具	※要介護度によって異なります。
手すり スロープ (取付工事不要のもの)	要介護度の制限無し
歩行器 (４脚のものや車輪付きのものなど)	
歩行補助杖 (多点杖や支えの機能の高いもの)	
車いす (自走用・介助用、普通型電動車いすや、 車いす付属品 クッション、電動補助装置などの付属品)	原則要介護 2 ～ 5 のみ
特殊寝台 (背の角度・床の高さを調整できる寝台や、 特殊寝台付属品 ベッド柵・マットレスなどの付属品)	
床ずれ防止用具 (エアーマットなど)	
体位変換器 (パッドや棒状の器具など)	
認知症老人徘徊感知器 (センサーなどで認知症の人が外に出るのを知らせるものなど)	
移動用リフト ※つり具部分は除く (取付工事不要のもので、体をつり上げ移動を助けるもの)	
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものは除く)	原則要介護 4 ・ 5 のみ

※上記のうち、次の福祉用具は利用方法（貸与、または購入）を選択できます。

・ 固定用スロープ ・ 歩行器（歩行車を除く） ・ 単点杖（松葉杖を除く） ・ 多点杖

購入費の助成がある福祉用具 ※指定事業者で購入した場合のみ助成されます。
①腰かけ便座（ポータブルトイレ、補高便座、和式便器にかぶせて洋式便座にするものなど）
②自動排泄処理装置の交換可能部品
③入浴補助用具（シャワーチェア、浴槽手すり、浴槽内いす、浴槽台、浴室内すのこなど）
④簡易浴槽
⑤移動用リフトのつり具の部分
⑥排泄予測支援機器

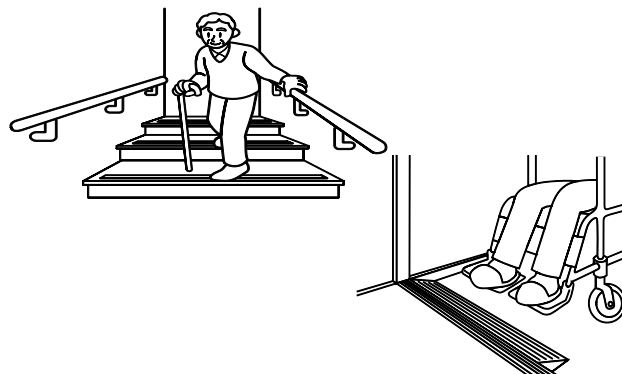
住宅に手すり・スロープなどを付けたい

●**居宅介護住宅改修費の補助** …必ず工事の前に介護支援専門員にご相談ください。

下記の対象工事を行った場合、1人1住居につき**20万円まで（うち1割、2割、もしくは3割が自己負担）**が給付対象となります。

給付の対象になる工事

- ①手すりの取り付け
- ②床段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化などのための床材の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器への便器の取り替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



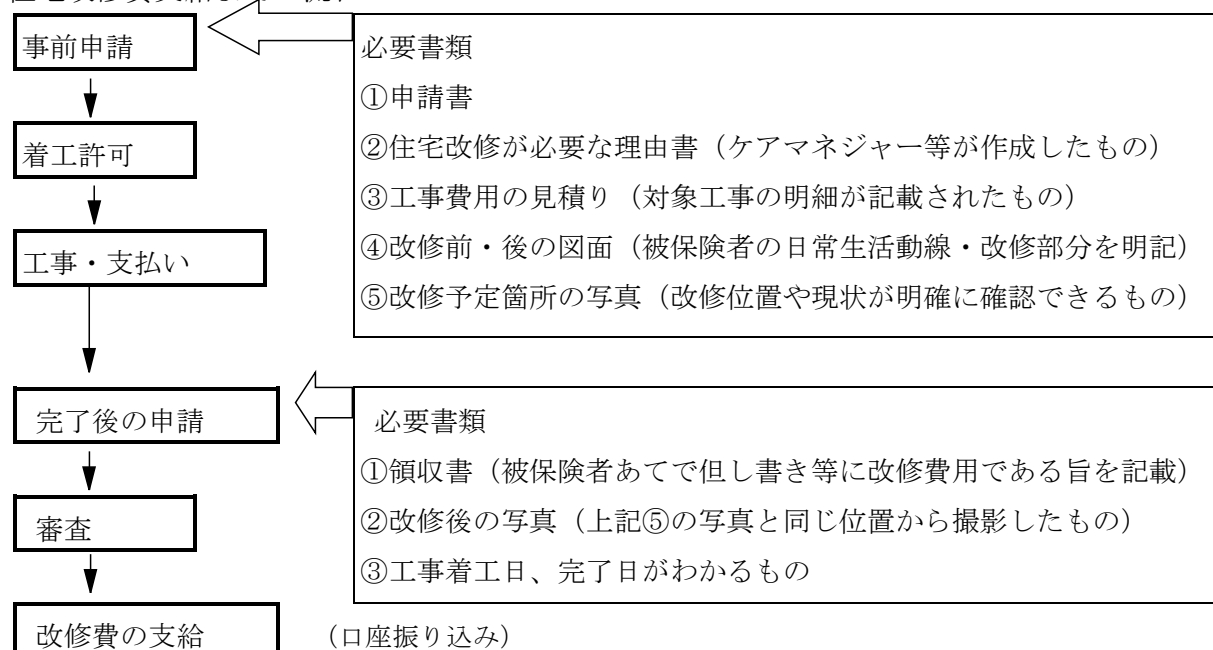
※65歳以上で、市民税非課税の方は、介護保険を使った住宅改修費のほかに**対象工事費50万円まで（補助限度額33万3千円）**の助成があります（高齢者等住宅改造助成事業）。

※住宅改修費の給付を受けるには、【工事着工前の申請】と【完了後の申請】が両方とも必要です。事前申請の前に工事を始めた場合は給付対象になりませんのでご注意ください。

※施設入所している方は給付対象になりません。なお、入院中の方は事前申請は可能ですが、工事完了後在宅生活に復帰されない場合は給付を受けることができません。その他、申請・工事前後に施設入所・入院・転出・死亡等があると給付を受けられないことがあります。

※対象となる住宅は、被保険者証に記載されている住所地の住宅です。

住宅改修費支給までの流れ



【地域密着型サービス】

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活をしていくことができるよう、地域の特性に応じて提供されるサービスです。

※ 新見市の地域密着型サービスを受けることができるのは、新見市に住民票がある方のみです。また、新見市の方が他の市町村の地域密着型サービスを受けることはできません。

●認知症対応型共同生活介護（要支援2・要介護1～5認定者のみ）

認知症の状態にある要介護者などが、住みなれた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域でのグループホームで共同生活をしながら、介護職員による食事、入浴、排泄など日常生活の援助や機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
グループホーム 花みずき	新見市高尾232-2	71-3030
グループホーム ウェルネス高尾	新見市高尾2296-1	72-5337
グループホーム ファミリア愛	新見市馬塚57-1	72-5222
グループホーム 心	新見市唐松1749-2	76-9080
グループホーム げんき	新見市下熊谷1554-1	71-2232
おおさ苑グループホーム	新見市大佐田治部3153	98-3011
グループホーム にいざとさくらの丘	新見市神郷釜村1235-1	93-9051

●小規模多機能型居宅介護

「通所サービス」を中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談と助言、その他日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
小規模多機能ホーム ウェルネスたかお	新見市高尾2296-1	72-5337
小規模多機能型居宅介護事業所 福の木	新見市土橋1199	74-9701
小規模多機能ホーム おいでんせえ	新見市千屋1667-3	77-2600
小規模多機能ホーム わきあいあい	新見市大佐小阪部1510-21	98-3737
小規模多機能ホーム にいざと さくらの丘	新見市神郷釜村1235-1	93-9051

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要支援者や要介護者がデイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話、日常生活動作の訓練が受けられます。



◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
デイサービスセンター ほっと館新見中央	新見市新見723-8	71-0101
デイサービス げんき	新見市下熊谷1357	71-2522

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

小規模のデイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供などの日常生活上の世話、日常動作訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
デイサービス・クローバー	新見市正田643-5	88-0979
デイサービスセンターさくらんぼ	新見市石蟹83-1	88-0868
生き活き館新見デイサービスセンター	新見市上熊谷762-2	78-1166
デイサービス ひより	新見市下熊谷1554-1	72-2233
デイサービスセンターほっと館新見	新見市千屋実2148-5	77-9050
新見市社協神郷デイサービスセンター	新見市神郷下神代3946	92-6677

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

【施設サービス】

施設サービスの利用を希望される場合は、施設に直接お問い合わせ・申し込みをしてください。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護できない方が入所します。日常生活上の支援や介護が受けられます。

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所は、原則要介護３～５の方が対象です。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
特別養護老人ホームゆずり葉	新見市新見 ８ ９ ７－ ７	７ １－ ０ ０ ７ ７
特別養護老人ホーム唐松荘	新見市唐松 １ ７ ４ ９－ ２	７ ６－ １ ０ ０ ０
特別養護老人ホームおおさ苑	新見市大佐田治部 ３ ２ ２ １	９ ８－ ３ ６ ０ ０
特別養護老人ホーム ケアポート生き生き館神郷	新見市神郷下神代 ４ ３ ９ ０	９ ２－ ９ ０ １ ８
特別養護老人ホーム哲西荘	新見市哲西町矢田 ４ ３ ５ １	９ ４－ ３ ５ ３ ３
特別養護老人ホーム白和荘	高梁市高倉町大瀬八長 ２ ６ ６ ３－ １	(０ ８ ６ ６) ２ ２－ ５ ５ ２ ９
特別養護老人ホーム有漢荘	高梁市有漢町有漢 ７ ９ ４ ５－ １ ６	(０ ８ ６ ６) ５ ７－ ３ ３ １ ０
特別養護老人ホームグリーンヒル順正	高梁市松原町神原 ２ ２ ８ １－ ８	(０ ８ ６ ６) ２ ３－ １ ２ ３ ４
高梁市特別養護老人ホーム鶴寿荘	高梁市成羽町下原 ２ ６ ８－ １	(０ ８ ６ ６) ４ ２－ ２ ０ ０ １
特別養護老人ホーム花岡荘	真庭市中下津井 ５ ０ ５	(０ ８ ６ ６) ５ ２－ ２ １ ０ ０
特別養護老人ホーム神庭荘	真庭市組 ３ ７ ０－ １	(０ ８ ６ ７) ４ ４－ ３ ５ ５ ５
特別養護老人ホーム十字園	真庭市下河内 ２ ２ ７ ５	(０ ８ ６ ７) ５ ５－ ２ ９ ２ １
特別養護老人ホーム檜山荘	真庭市上市瀬 １ ０ ５ ０－ ３ ９	(０ ８ ６ ７) ５ ２－ １ ３ １ ３
特別養護老人ホーム千寿荘	真庭市蒜山上長田 ２ ８－ １	(０ ８ ６ ７) ６ ６－ ３ ８ ０ ０
特別養護老人ホームやすらぎ	真庭市下湯原 ４ ７	(０ ８ ６ ７) ６ ２－ ７ １ １ １
特別養護老人ホーム緑風荘	真庭市美甘 ３ ２ ６	(０ ８ ６ ７) ５ ６－ ２ ３ ７ ７
介護老人福祉施設光憂館	総社市日羽 ４ ５ ４	(０ ８ ６ ６) ９ ９－ ０ ０ １ ０
特別養護老人ホームあかねの郷	日野郡日南町下石見 ２ ３ １ ５	(０ ８ ５ ９) ８ ３－ ０ ８ ４ ２
特別養護老人ホーム江美の郷	日野郡江府町久連 ７	(０ ８ ５ ９) ７ ５－ ３ ６ ２ ６
特別養護老人ホームあいご	日野郡日野町根雨 ７ ３ ０	(０ ８ ５ ９) ７ ７－ ０ ７ ７ ７
風の街みやびら特別養護老人ホーム	庄原市東城町川西 １ ３ ３ ２－ ５	(０ ８ ４ ７ ７) ２－ ３ ７ ４ ５

●介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、治療よりは機能訓練を中心とする看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所し、介護、機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。

※ 入所には要介護１～５の認定が必要です。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
介護老人保健施設くろかみ	新見市高尾２３０６－５	７２－９６０３
哲多町介護老人保健施設すずらん	新見市哲多町本郷１２２３－３	９６－２０８０
介護老人保健施設ゆうゆう村	高梁市東町１８６６－３	(０８６６) ２２－０６６６
高梁市介護老人保健施設ひだまり苑	高梁市川上町地頭２３３７－１	(０８６６) ４８－４８００
老人保健施設ルミエール	加賀郡吉備中央町宮地３３３６－８	(０８６６) ５５－９１１１
吉備高原総合福祉センター 介護老人保健施設 つつじ苑	加賀郡吉備中央町吉川７５３１	(０８６６) ５６－９７１１
介護老人保健施設ゆうあい	真庭市勝山１０７０	(０８６７) ４４－７５００
老人保健施設信愛苑・わかば	真庭市下河内３１４－２	(０８６７) ５５－２１２１
老人保健施設白梅の丘	真庭市上市瀬３６８	(０８６７) ５２－５０８８
介護老人保健施設こぶしの里	庄原市東城町川東１５２－４	(０８４７７) ２－５２５２
介護老人保健施設おしどり荘	日野郡日野町根雨９０９－１	(０８５９) ７２－０４１０
介護老人保健施設あやめ	日野郡江府町武庫４７５	(０８５９) ７５－３２３０

●介護医療院

長期の療養を必要とする方が入所し、生活施設としての機能のもと、療養上の管理、看護、医療管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などが受けられます。

※ 要介護１～５の認定が必要です。

◇事業者（市外のみ）

事業者名	住所	電話番号
介護医療院ルミエール	加賀郡吉備中央町宮地３３３６－１５	(０８６６) ５５－５３３１
大杉病院	高梁市柿木町２４	(０８６６) ２２－５１５５
高梁中央病院	高梁市南町５３	(０８６６) ２２－３６３６
介護医療院わたぼうし	真庭市本郷１８１９	(０８６７) ４４－３１６１

【介護保険料】

I 介護保険料は、所得等に応じて13段階に分かれます。

令和6～8年度の介護保険料の基準額は月額6,200円です。

段 階	市民税の状況	対 象 者	保険料（年額）
第1段階	世帯全員が 非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方、生活保護受給者	21,210円 (基準額×0.285)
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下の方	36,090円 (基準額×0.485)
第3段階		第1段階、第2段階以外の方	50,970円 (基準額×0.685)
第4段階	本人非課税で 世帯員の誰か が課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	66,960円 (基準額×0.90)
第5段階		第4段階に該当しない方	74,400円 (基準額×1.00)
第6段階	本人が課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	89,280円 (基準額×1.20)
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	96,720円 (基準額×1.30)
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	111,600円 (基準額×1.50)
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	126,480円 (基準額×1.70)
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	141,360円 (基準額×1.90)
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	156,240円 (基準額×2.10)
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	171,120円 (基準額×2.30)
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上の方	178,560円 (基準額×2.40)

Ⅱ 介護保険料の納め方は2通りあります。

- ・特別徴収：介護保険料を年金から天引きします。
- ・普通徴収：新見市が発送する納付書で納めていただきます。

※基本的には特別徴収での納付になりますが、次に当てはまる方は特別徴収ができませんので普通徴収となります。

- ・ 公的年金受給額が18万円未満の方
- ・ 年度途中で65歳になった方や新見市に転入してきた方
- ・ 年金を担保に融資を受けている方
- ・ 年金を請求する際に届け出た住所と住民票の住所の違う方
- ・ 介護保険料の金額に変更があった方 など

普通徴収の方は、口座振替を利用することもできます。 希望される方は、金融機関に届出をしてください。
--

Ⅲ 災害などの特別の事情がないのに介護保険料の滞納が続くような場合は、次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

● 1年間滞納した場合

介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になります。

● 1年6か月間滞納した場合

一時的に介護保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。

● 介護保険料を滞納していた方が新たにサービスを利用する場合

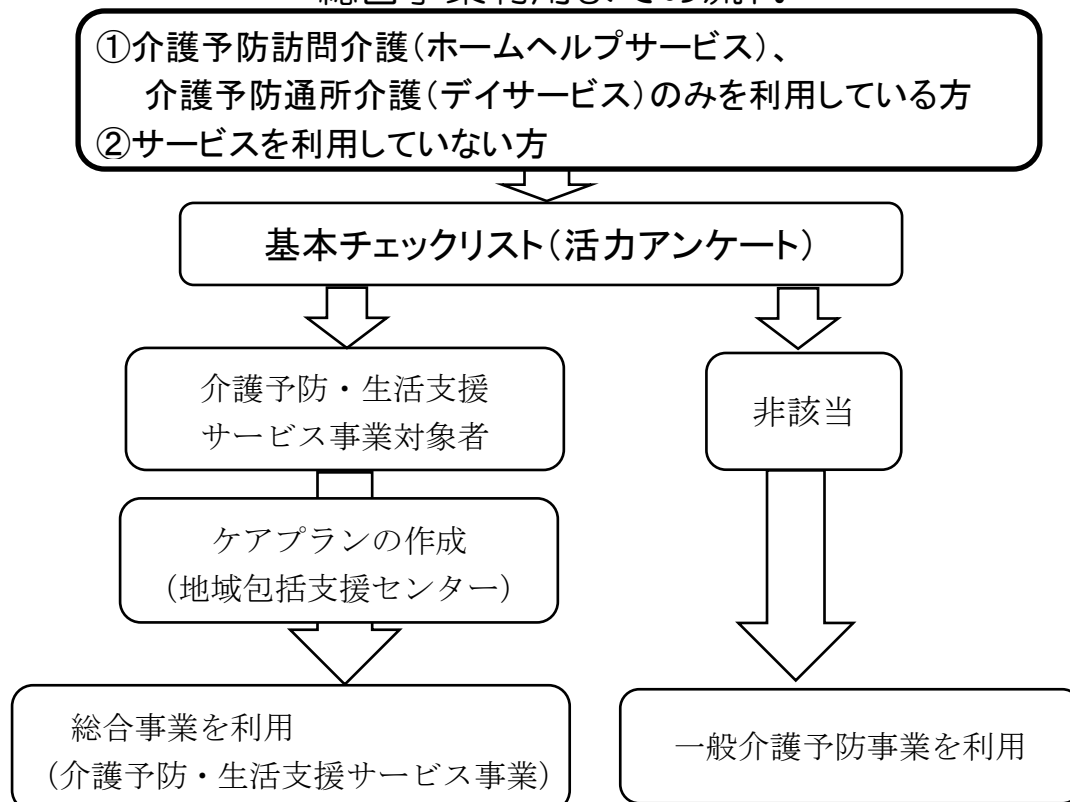
介護保険料未納期間に応じて利用者負担が3割もしくは4割に引き上げられたり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費などの給付が受けられなくなります。

<介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）>

新見市では総合事業として、65歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」と、要支援認定を受けた方や生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）」を実施しています。

1か月の支給限度額は50,320円です。

総合事業利用までの流れ



※現在介護保険の認定を受けていない方や、介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外の介護保険サービス（福祉用具レンタル、通所リハビリテーションなど）を利用する方、64歳以下の方は、従来どおり介護保険の認定申請が必要です。

●総合事業訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や掃除、洗濯、炊事など日常生活の手助けをしてくれます。

P.8の訪問介護（ホームヘルプサービス）に掲載されている事業所で利用できます。

●緩和型訪問介護

事業者の登録会員等が家庭を訪問して、掃除、洗濯、炊事など日常生活の手助けをしてくれます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
新見市シルバー人材センター	新見市新見1201	71-2134
おかやまコープ は一とふるネット	岡山市北区奉還町1-7-7	0120-378-502

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●助け合い訪問介護

NPOや地縁組織等が中心となり、住民同士で掃除、洗濯、炊事など日常生活を手助けし、互いに支え合います。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
NPOきらめき広場	新見市哲西町矢田3604	88-8112

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●総合事業通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供などの日常生活上の世話、日常動作訓練が受けられます。P.10の通所介護（デイサービス）とP.15の地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）に掲載されている事業所で利用できます。

●緩和型通所介護

デイサービスセンターなどに通い、食事の提供などの日常生活上の世話、日常動作訓練が受けられます。

◇近隣の事業者

事業者名	住所	電話番号
おおさ苑緩和型通所介護事業所	新見市大佐田治部3221	98-3500
八幡にこにこフィットネス (東寿園デイサービスセンターしらたき)	庄原市東城町森52-3	08477- 2-2215
トーエイ運動スタジオ (東寿園デイサービスセンターしらたき)	庄原市東城町川東1172	08477- 2-2215

※サービス提供地域を限定している事業所もあります。詳細は事業所に直接ご確認ください。

●短期集中型サービス事業

健康増進施設に通い、生活機能の低下を起こしている筋骨疾患の改善を図ることで、日常生活自立度の向上や健康な生活を送ることができるよう、講話と筋力トレーニングを組み合わせた指導を短期集中的（3カ月間）に受けられます。

◇近隣の事業所

事業者名	住所	電話番号
げんき広場にいみ	新見市上市15-1	71-2168

※送迎はありませんので、移動は公共交通機関等をご利用ください。

介護保険についてご不明なことは、
お気軽にお問い合わせください

【問い合わせ先】

○新見市役所 高齢者支援課

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

■介護保険係 72-3148

被保険者資格

介護保険料

被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証

高額介護サービス費・住宅改修

介護保険サービスに関するご意見・苦情 等

■介護認定調査係 72-6206

要介護認定申請

認定調査

主治医意見書

サービス計画作成依頼書 等

■地域包括支援センター 72-6209

高齢者に関するお困りごとやご相談

要支援認定を受けた方のサービス利用 等

○大佐支局 地域振興課市民福祉係  98-2111

○神郷支局 地域振興課市民福祉係  92-6111

○哲多支局 地域振興課市民福祉係  96-2111

○哲西支局 地域振興課市民福祉係  94-2111

申請書等の提出は、各市民センターでも受け付けています